不動産鑑定業者に対する監督処分公告

不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号。以下「法」という。）第41条第２号の規定による監督処分を行ったので、法第44条の規定に基づき下記のとおり公告する。

平成 24 年 11 月 12 日

国土交通大臣　羽田雄一郎

記

登録番号　国土交通大臣登録第24号
名称又は商号　株式会社共立不動産鑑定事務所
代表者氏名　横田　道隆
主たる事務所　東京都渋谷区渋谷１丁目12番12号
監督処分の内容　戒告

平成24年度共同研究公募課題

国土技術政策総合研究所共同研究実施規程（平成14年３月28日国官技第378号、国総技第124号）に基づき実施する共同研究の平成24年度公募課題を次のように定めたので、その研究を共同実施する者を公募する。

平成 24 年 11 月 12 日

国土技術政策総合研究所長　上総　周平

１　研究の題目

大縮尺道路地図の整備・更新手法に関する共同研究

２　研究の題目及び申請手続きに関する詳細

国土技術政策総合研究所ホームページ
http://www.nilim.go.jp/

意思表示の公示送達

山形県天童市老野森１丁目１番１号
申立人　山形広域都市計画事業天童市鍬ノ町土地区画整理事業
相手方　（不明）

平成２４年（サ）第４７号

上記申立人から、意思表示の公示送達の申立てがあったので、次のとおり公示送達する。

平成24年10月25日

山形簡易裁判所

裁判所書記官　伊藤　寛子

山形広域都市計画事業天童市鍬ノ町土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法第98条第１項の規定による仮換地指定通知は、送付すべき相手方が不明であるため、民法第98条第１項の規定に基づき、通知の内容を下記の通り公告します。

なお、別図の掲載は省略し、それらを山形簡易裁判所に保管しています。

山形広域都市計画事業
天童市鍬ノ町土地区画整理事業
施行者　天童市
代表者　天童市長　山本　信治

記

１．通知の日付及び番号

平成24年９月14日都第86号

２．通知の内容

山形広域都市計画事業天童市鍬ノ町土地区画整理事業施行地区内の貴所有の宅地について、平成10年６月26日付都第22号で通知した仮換地指定のうち13街区符号15を取消し、土地区画整理法第98条第１項の規定により、次のとおり仮換地を指定します。

よって、同法同条第５項の規定により通知します。

１）所有者の氏名及び住所

亡土屋榮子の相続人の氏名及び住所は不明

（亡土屋榮子の最後の住所　天童市大字蔵増甲909番地）

２）従前の土地

所在地	地目	地積
鎌田本町二丁目１―16	宅地	991.94㎡
鎌田本町二丁目１―17	宅地	713.61㎡
鎌田本町二丁目１―26	宅地	198.38㎡

３）仮換地

街区符号　13街区15号
地　　積　1,904.57㎡

４）仮換地の指定の効力発生の日

平成24年12月14日

５）注意

１　この通知書に記載の「仮換地の指定の効力発生の日」から従前の宅地については、使用し、又は収益することができません。

２　仮換地の位置は、別図のとおりです。なお、この仮換地の地積は、換地処分時に出来高確認測量の結果多少増減することがあります。

３．教示

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に山形県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に天童市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内に天童市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２４年（家）第２９５号

静岡県藤枝市滝沢19番地の32
申立人　鈴木　幸江
本籍静岡県熱海市熱海1890番地16、最後の住所静岡県熱海市熱海1890番地の16　4013、死亡の場所静岡県熱海市、死亡年月日平成23年３月22日、出生の場所静岡県藤枝市、出生年月日昭和19年４月11日、職業無職
被相続人　亡　栗山　勝雄
事務所静岡県焼津市焼津３丁目11番19号
相続財産管理人　宮内　豊文

静岡家庭裁判所島田出張所

平成２４年（家）第３８６号

静岡県島田市阪本1155番地の１
申立人　小寺　敬二
本籍静岡県島田市船木2005番地、最後の住所静岡県島田市大井町２番の11、死亡の場所静岡県藤枝市、死亡年月日平成24年５月30日、出生の場所長野県小県郡丸子町、出生年月日昭和８年３月７日、職業無職
被相続人　亡　太田　英男
事務所静岡県榛原郡吉田町住吉572番地の２
相続財産管理人　佐藤　麻妃

静岡家庭裁判所島田出張所

平成２４年（家）第２６５０号

名古屋市北区安井１丁目21番２号
申立人　小島　　誠
本籍三重県桑名市長島町小島513番地、最後の住所名古屋市中村区十王町２番19号、死亡の場所名古屋市中村区、死亡年月日平成21年１月21日頃、出生の場所名古屋市西区、出生年月日昭和９年４月７日、職業不詳
被相続人　亡　服部　　正
事務所名古屋市中区丸の内２丁目２番５号丸の内ヒビノオフィスラインズ８階　野浪・梶田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　梶田　　晋

名古屋家庭裁判所

平成２４年（家）第５５４号

愛知県一宮市篭屋１丁目４番３号
申立人　尾西信用金庫
本籍愛知県江南市前飛保町寺町281番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所愛知県江南市、死亡年月日平成23年10月６日、出生の場所愛知県葉栗郡宮田町、出生年月日大正15年９月21日、職業不明
被相続人　亡　石川　芳章
事務所名古屋市中区丸の内３丁目21番23号夢現丸の内ビル３階　あかね法律事務所
相続財産管理人　弁護士　元松　　茂

名古屋家庭裁判所一宮支部

平成２４年（家）第１６２５号

京都府京田辺市松井ケ丘４丁目１番地１
申立人　佐久間修吉
申立人代理人弁護士　青木　一雄
本籍京都府八幡市川口東扇10番地11、最後の住所京都市左京区岩倉上蔵町161番地　第二北山病院、死亡の場所京都市左京区、死亡年月日平成24年３月３日、出生の場所兵庫県伊丹市、出生年月日昭和28年７月28日、職業無職
被相続人　亡　佐久間秀明
事務所京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町280番地　マニュライフプレイス京都ビル４階京都第一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤井　　豊

京都家庭裁判所

平成２４年（家）第７０８９４号

大阪府池田市石橋４丁目10番29号
申立人　迫田　節子
本籍大阪府大阪市北区長柄中２丁目６番地、最後の住所大阪市北区長柄中２丁目１番１号、死亡の場所大阪府大阪市北区、死亡年月日平成24年８月10日、出生の場所大阪府大阪市東淀川区、出生年月日昭和６年２月３日、職業無職
被相続人　亡　倉田　　操
事務所大阪市北区西天満３丁目４番５号　西天満ワークビル301号
相続財産管理人　弁護士　川合　清文

大阪家庭裁判所